

社会福祉法人けやき会評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、けやき会（以下「法人」という）定款第8条及び21条に規定された評議員及び役員の報酬等と評議委員選任・解任委員会運営細則第6条に規定された評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員、評議員及び評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席・業務報酬等)

第3条 役員が、理事会に出席したとき、または運営業務に従事したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

3 前1項及び2項と同様に評議員選任・解任委員が、評議委員選任・委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う

(出張旅費等)

第4条 役員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、第3条の報酬に加えて「けやき会旅費規程」による日当及び旅費交通費を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算 することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第6条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年6月14日(定時評議員会の議決日)から施行する。

2 評議員選任・解任委員については、平成29年2月13日（評議委員選任・解任委員会）からこれを適用する。

3 役員については、平成29年5月26日（監事の内部監査実施日）からこれを適用する。

別表1 (社会福祉法人けやき会役員等報酬規程)

区分	報酬額	備考
評議員	日額4,000円 をその都度支給する。	
理事 監事	日額4,000円 をその都度支給する。	法人職員を除く
評議委員選任解任委員	日額4,000円 をその都度支給する。	法人職員を除く